

令和7年4月1日採用の岡山県立博物館看護員を希望する方へ

[会計年度任用職員（岡山県立博物館看護員）の登録の御案内]

岡山県立博物館看護員の登録については、地方公務員法（以下「法」という。）第22条の2の第1項第2号の規定に基づく会計年度任用職員として勤務することを希望する方に事前に登録していただくものです。登録された方の中から面接等を行い任用を決定します。

ただし、登録しても必ず任用されるとは限りませんのであらかじめ御了承ください。

登録の申込みは、岡山県立博物館への持参または郵送にてお願いします。

なお、この募集は、令和7年度当初予算の成立を前提に行うもので、内容が変更となる場合があります。

1 任用条件

法第16条の欠格条項に該当しない者（次に該当しない者）

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・岡山県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

など

2 登録申込手続

(1) 応募書類：登録申込書（岡山県立博物館ホームページに掲載）

(2) 応募期間：令和7年1月17日（金曜日）（必着）

※期限後も随時受け付けますが、期限までに申込みがあった方を優先して選考を行います。

(3) 送付先：〒703-8257 岡山県岡山市北区後楽園1-5
岡山県立博物館総務課

(4) 電話番号：086-272-1149

持参の場合 午前8時30分から午後5時15分までです。

※休館日（毎週月曜日、月曜日が祝日の場合は翌日、12月28日～31日）は受け付けていません。

郵送の場合 封筒の表に「看護員希望」と朱書きし、封筒の裏には住所・氏名を必ず書いてください。

3 登録後の連絡等

面接等に関する連絡は、登録申込書記載の連絡先に行います。変更がある場合は、速やかに県立博物館総務課へ連絡してください。

他に就職先が決定した等、任用を希望しなくなった場合も、速やかに県立博物館総務課へ連絡してください。

提出された登録申込書はお返しえませんので、あらかじめ御了承ください。

4 登録の有効期限

登録の有効期限は令和8年3月31日までです。経過後は申込書を破棄します。

5 任用の方法

書類審査や面接により任用を決定します。日時や場所については、個別に連絡します。なお、登録の申込みを行っても、必ず面接の連絡があるわけではありません。

また、複数の希望者の中から任用者を決定しますので、面接等を実施しても任用されない場合があります。

6 勤務条件等

(1) 勤務場所

岡山県立博物館

(2) 勤務内容

看視業務（入館券販売、受付、展示室看視）及び事務補助等

(3) 任用期間

会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の範囲内の期間です。

※任用期間満了後、能力実証を行った上で、再度任用される場合があります。

(4) 条件付採用

任用後1か月間（任用後1か月間の実際に勤務した日が15日に満たない場合は、15日に達するまで）は条件付採用とし、条件付期間中に良好な成績で職務を遂行したときに正式に任用します。

(5) 勤務時間

原則 週38時間45分

※変則勤務となることがあります。また、勤務時間外に勤務を命じることがあります。

(6) 給与等

基本給（月額166,500円）のほか、通勤手当、時間外勤務手当等の手当を支給します。

また、要件を満たす場合は期末手当・勤勉手当（6月、12月）、退職手当を支給します。

なお、条例などの改正（給与改定など）により変更されることがあります。

(7) 週休日

勤務の割り振りにより決定します。（4週間において、8日週休日を割り振る）

(8) 休日

国民の祝日に関する法律で規定する日及び12月29日から翌年の1月3日までを休日とします。ただし、休日に勤務を命じることがあります。

(9) 休暇

任用期間に応じて、年次有給休暇等の休暇を付与します。

(10) 各種保険の適用

任用期間に応じて、共済組合、社会保険等に加入します。

(11) その他

採用が決定しましたら、「勤務条件通知書」により勤務条件をお知らせします。

法に定められた服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。